

役 員 規 程

社会福祉法人 大江福祉会

役員に関する規程

第1条 この規程は、大江福祉会の定款に定める法人の役員（理事・監事・評議員・評議員選任委員）が理事長の召集する諸会議に出席した場合、役員報酬として次に定める額を支給するものとする。

諸会議に出席した役員には、1回につき2,000円を支給するものとし、源泉所得税分を合わせて預かる事とする。

第2項 法人職員については、出勤とし費用弁償はしない。

第3項 理事会・評議会を同日に開催した場合は、それぞれに支給する。

第4項 費用弁償は諸会議に出席した際に支給する。

第2条 理事長の役員報酬は月5,000円とし、年度末に年額を支給する。

第3条 昼食代は、昼食時間をはさんで開催される場合に限り費用弁償として1回につき600円の定額を支給する

第4条 交通費・昼食代については、費用弁償とし役員報酬には含めないものとする。

附則

1. この規程は平成18年3月24日より施行する。
2. この規程は平成19年3月18日より施行する。
3. この規程は平成25年10月23日より施行する。
4. この規程は平成28年12月22日より施行する。
5. この規程は令和3年4月1日より施行する